

陳述書

私たちの提訴の理由、及び私たちの率直な気持ちを申し述べます。

私たちは昨年 7 月下旬、突然法人部から呼び出しを受け、退職に関する書類を渡されるとともに、次年度よりの特任教授再雇用の拒否を通告されました。正直なところ、この通告に私たちは大いに驚き戸惑いました。というのも、私たちは京都外国語大学に奉職して以来、それぞれのやり方で、教員として求められるに足る職務を全うし、学生からの信頼はもとより、教員諸氏の信頼を得る仕事をしてきた、という自負があったからです。

もとより私たちは、奉職以来退職後には特任教授としての再雇用制度があり、教授会メンバー時代の仕事をやり遂げた後には、約束された通り教員としての本来の仕事、即ち教壇に立ち、教育に専念できるという心躍る仕事に従事できることを、明確に認識しておりました。さらに所属する学科等においては、私たちを必要としており、また学生たちも、私たちの指導が継続することを望んでおりました。

それ故、昨年 7 月の通告に驚き、戸惑いを隠せませんでした。何故これまでと全く異なったやり方で、私たちが特任再雇用拒否の通告を受けなければならなかったのか。何故昨年度に限って、事前の話し合いも全くなく、これまで当然のこととして認められてきた、特任制度を、突然断ち切るような措置がなされたのか、私たちには全く納得がいきません。それに対して、私たちは異議を唱えましたが、法人は全く聞く耳を持ちませんでした。

さらに、法人は今回の暴挙を実行するに当たり、確認されてきた特任再雇用に関する諸規定を無視し、規程上必要な手続きまでも省略してしまいました。私たちのうち二名は、人事委員会のメンバーでもあり、その間の成り行きをつぶさに知る立場にありました。私たちは人事委員会でも教授会でも、今回の措置に対する異議申し立てを行いました。法人は「定年規程の厳密な適応」を繰り返すのみで、何の成果も得られませんでした。

裁判官におかれましては、慎重に事実を見極めていただき、公正なご判断をいただきたいと存じます

平成 28 年 4 月 28 日